

標準処理期間の設定について

大和村農業委員会は農地法第3条許可の事務処理について申請書受付から許可までの標準処理期間を以下のように定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上につとめています。

根 拠 法 令		標準処理期間
農地法	第3条第1項（農業委員会許可事案）	30日

【大和村農業委員会総会の報告】

標準処理期間の設定について

行政手続法第6条において、行政庁は、申請に対する処分をするまでの標準処理期間を定めるよう努めることとされている。

このため、農地法に係る標準事務処理期間を以下のとおり設定いたしましたので報告いたします。

根 拠 法 令		基準処理期間
農地法	第3条第1項（農業委員会許可事案）	30日